

優秀実践技術者賞（学生の部）認定基準

平成 29 年 2 月 24 日制定

1. 優秀実践技術者賞（学生の部）規定（抜粋）

(目的)

第 1 条 高度な実践的スキル及び知識を付与するための教育訓練を受講した学生たちが、社会及び企業において、実践技術者として活躍が期待できる「優秀な学生」を表彰することを目的とする。

(表彰基準及び名称)

第 2 条 この目的を達成するため、教育訓練の受講において、創意工夫で優れた成果を上げたもの、競技会・コンテストなどで顕著な成績を残したものなどを表彰する。
その名称を「優秀実践技術者賞（学生の部）」とする。

2. 認定基準

- (1) 教育訓練の受講において特に顕著な業績を挙げたと認められる者
 - イ 実践教育研究発表会等の全国規模の発表会において受賞した場合
 - ロ ポリテックビジョンや卒業研究発表会において創意工夫が認められ、優れた成果が認められた場合
 - ハ その他、イまたはロに準じた功績等で高い評価を受けた場合
- (2) 課外活動において特に顕著な成績を挙げたと認められる者
 - イ 全国規模の競技会、展覧会、コンテスト等（以下「競技会等」という。）に出場または出展し、入賞した場合
 - ロ その他、イに準ずる競技会等において、特に優秀な成績を収めた場合
- (3) 社会活動において社会的に高い評価を受けたと認められる者
 - イ 地域行事やボランティアに参加し、公共団体及び地域等から表彰を受け、社会的に高い評価を受けた場合
 - ロ 新聞または雑誌等のマスメディアに掲載され、社会的に高い評価を受けた場合
 - ハ その他、イまたはロに準じた功績等で、高い評価を受けた場合